

特別障害者手当

◆別表 該当となる障がいの程度

区 分	程 度
視 覚	両目の視力の和が0.04以下のもの
聴 覚	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
上 肢	両上肢の機能に著しい障がいをも有するもの又は上肢のすべての指を欠くもの 若しくは両上肢すべての指の機能に著しい障がいをも有するもの
下 肢	両下肢の機能に著しい障がいをも有するもの又は下肢を足関節以上で欠くもの
体 幹	体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度 の障がいをも有するもの
そ の 他	身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度 以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならし める程度のもの
精 神	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

※上記に定める程度の障がいを重複して有する方が対象です。

障害児福祉手当

◆別表 該当となる障がいの程度

区 分	程 度
視 覚	両目の視力の和が0.02以下のもの
聴 覚	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
上 肢	両上肢の機能に著しい障がいをも有するもの 両上肢のすべての指を欠くもの
下 肢	両下肢の用を全く廃したもの 両大腿を1/2以上失ったもの
体 幹	体幹の機能に座っていることができない程度の障がいをも有するもの
そ の 他	身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする症状が前各号と同程度 以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならし める程度のもの
精 神	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
重複障害	身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であっ て、その状態が前各号と同程度以上と認められるもの